

答申 第 75 号
平成17年 5月25日

兵庫県知事 井戸敏三様

個人情報保護審議会
会長 山下 淳

オンライン結合による提供の制限の例外について（答申）

平成17年 5月24日付け諮問第17号で諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。

なお、オンライン結合による提供の制限の例外について、適当と認める理由等は下記のとおりです。

記

適当と認める理由等

- 1 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づく「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法に基づく「戦没者等の妻に対する特別給付金」、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法に基づく「戦没者の父母等に対する特別給付金」、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法に基づく「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」の請求手続については、次のようになっています。

特別弔慰金等の請求書は、居住する市区町村長、居住地の都道府県知事を順次経由して、裁定機関（本籍地のある都道府県知事、以下「裁定都道府県知事」という。）に提出され、裁定されます。その後、裁定都道府県知事は厚生労働大臣に裁定報告を行い、厚生労働大臣は財務大臣に対して国債発行請求を行っています。

現行システムでは、次のような問題点があると考えられます。

戦没者1名につき請求可能な遺族が複数いても請求者は、1名に限られています。

しかし、1名の戦没者について2名以上の権利者から請求があることも多いのですが、非常に請求件数が多いことから裁定都道府県知事において完全にチェックしていくことは困難です。

さらに、居住地都道府県知事から厚生労働大臣、厚生労働大臣から裁定都道府県知事、裁定都道府県知事から厚生労働大臣に対しての報告は、データテープを利用することから、居住地都道府県知事が基礎データを入力した後、裁定都道府県知事が厚生労働大臣に裁定の結果のデータを報告するまで1か月から2か月を必要とし、したがって、財務大臣への請求手続にも時間を要するため、結果として、弔慰金等の請求から支払まで相当の時間を要することとなります。

- 2 そこで、これらの問題点を解決するために、次のような新援護システムを構築し、当該裁定に係る手続を行うこととなりました。

新援護システムでは、厚生労働省の厚生労働行政総合情報システムと専用回線で結ば

れたデータセンターを設置し、居住地の都道府県及び裁定を行う都道府県は、これまでデータテープに入力していたものと同様のデータを端末パソコンから入力し、当該データセンター内のサーバにデータを蓄積させます。

このデータは、毎日更新され、居住地の都道府県及び裁定を行う都道府県は、重複請求の有無などについて確認することができます。

3 この新援護システムを構築し、全国の都道府県が参加することによって、次のような効果があり、オンライン結合によって個人情報を提供することについて公益上の必要性があると認められます。

(1) 全国の特別弔慰金等の請求に係るデータを一元管理することによって、重複請求のチェックを厳密かつ容易に行うことができ、例えば、重複請求であった場合、請求を却下裁定、または既に国債を交付している場合は、国債を返還させることができ、法の適正な運用に資すること。

(2) データをオンライン結合によって提供することで、財務省に対する国債発行請求が迅速化でき、県民サービスの向上が図れること。

(3) 居住地の都道府県での受付時に重複請求のチェックが容易にできることから、重複申請を裁定都道府県知事に送付せずに済むなど、事務の効率性に資すること。

4 次のとおり個人情報情報が慎重に取り扱われていることから、本人の権利利益を侵害するおそれがないものと認められます。

(1) 提供する個人情報は、戦没者等の氏名、生年月日、死亡年月日、本籍地、請求者の氏名、生年月日、戦没者等との続柄、住所、電話番号、償還金受取場所であり、事務に必要な個人情報に限られていること。

(2) 新援護システムは、L G - W A N 経由で利用することとなっている上、限定された担当者のみが付与される I D、パスワードが必要であり、関係者以外はアクセスすることができない。また、請求者データについては、居住地都道府県及び裁定都道府県以外の都道府県が見ることはできず、事務に必要な範囲内での情報提供しか行われな

いこと。
(3) データは全て、暗号化された上で送信されるほか、データセンターにおいては、関係者以外は出入りできないうえ、データを暗号化して保管し、不法アクセス防止のため、操作ログの管理を行っていること。